

世子尚賢より礼部あて、先王の死去を告げ、請封する咨

(一六四二、三、七)

琉球国中山王世子尚賢、王爵を襲封するを請いて以て愚忠を効し、以て盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎十三年(一六四〇)五月初四日、痛ましくも我が先君、辞世し薨逝す。念うに予小子、嗣嫡なれば祧を承くるも、侯服は度有れば敢えて僭称せず。基業の永く存するは題請に因ふる。顧みるに我が海国の波区、冊封の重命を膺げざれば、撮土安くんぞ能く中流に砥柱せんや。荒服の藩臣、天子の褒綸を奉ぜざれば、惴躬奚ぞ絶域に安瀾たるを得んや。然り而して祖封は昭烈なれば、宜しく当に亟やかに請襲に循うべし。旧章は較著なれば例として違越する無し。此の為に、今特に正議大夫蔡錦等を遣わし齎赴して奏請せしむ。此の為に情もて備咨し、迢かに遁りて馳聞す。伏して乞う、炙しく休光を重ね、曲げて咳唾を垂れ、転じて具して題請せんことを、等の情あり。上は朝廷の寵渥の盛典を光かし、下は該国の恭順の小心を照らかにす。此の為に、理として合に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは査照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

崇禎十五年(一六四二)三月初七日

世子尚賢より布政司あて、進貢船の消息を問う咨

(一六四三、三、一)

琉球国中山王世子尚賢、安危を告探して介慮を釈寛し、貢歳を明らかにして輸誠を闡らかにする事の為にす。

照得するに、本国、往に崇禎十五年(一六四二)三月より期を奉じ遵依して度んで任土の方物の馬十四・硫黄二万斤・螺殼三千個を備え、船二隻を遣わし均幫して解運せしむ。毎船の水手の数は百に盈たず。此の為に情を將て備咨し、正議大夫・使者・通事等の官の蔡錦等を差わして表箋を齎捧し、水手を率領して二船に分駕し、風を占いて解纜するを応候し、時に当りて発軻し揚帆し、福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、方物を転解し員役を起送して京に赴き、表箋を馳捧し關を叩きて山呼せしむ、等の因あり。

此の為に、駅に在りて庶務の職守に当該する員役は存留するを除くの外、余は合に時に応じて帰復すべく、延緩を容さざるに拠りて、始めて該藩の敬畏忠誠なるを得。期に爽いて杳音するを致さば、藩は情として惑慮する無きは難し。就ち権に付度するに、倘し伺齊し闕を叩きて事竣る等の員役もて一併に携帰せんと欲すれば、崇禎十三年に進貢して差わせる正議大夫・使者・通事等の官の鄭藩猷等は、事竣らば当に崇禎十五年の夏至に廻るべし。計程するに、都通事阮士元の坐駕せる一隻は帰国せるも、正議大夫

鄭藩獻の坐駕せる一隻は未だ帰国するを得ず。越遅すること一歳なり。人をして昏惑せしむること滋々甚し。天海の常無きに惑い、風濤の測り叵きに惑う。反りて之を思うに、万一球邦の帰順するに、天海の靈神の助護して大都に九重の靈爽を瞻仰すれば、煩冤は頓かに万一を消さん。続いて昏思するに、岐路に間々狼子の野心、貪残性を成すの輩有り。陽に商として下海し、陰に盜として負隅す。梟獍と勾接して構濟張擲し、風に随いて出沒し、聴候して標掠し海上に羅織す。惑慮するに、進貢の人船の往廻して乖遭蹇遇すれば、奮健の危を逃れ難し。此の一端に扱ひ、憂いは深く膈に結び、昼は飧に安んぜず、宵は枕に帖んじ難し。往廻の安危の介慮を積かんと欲すれば、急ぎ赴きて端的を告詢するに逾る無し。伏して廻文を奉じて帰報すれば、始めて解豁し寛慰するを得ん、等の因あり。

此の為に、備咨して都通事王克善等を差遣し、水梢を率領して土造の快船一隻に坐駕し、天朝に前赴して進貢船の安危の端的を告訪せしむれば、貢歳の重務を申明し、藩臣の微忱を展布ぶるに庶からん、等の因あり。此の為に理として合に貴司に移咨して知会すべし。遵いて前項の縁繇を將て備咨して原遣等の官の都通事王克善等に着令し馳通して告投せしむ。煩為わくは査照して施行せんことを、等の因あり。此の為に南風の早汛の発原するに乗得し、希わくは亟やかに廻文を下して帰国し急報せしめんことを。返棹の良期を滞らしむる勿れ。此の為に移咨す。須らく咨に至る

べき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

崇禎十六年（一六四三）三月初一日

注（一）表（一三一九）。

（二）阮士元 一六一〇—一五一年。久米村阮氏二世（卒宮城家）。

（一家譜（二）一五五頁）。

（三）鄭藩獻：得ず 崇禎十五年、帰国の途中で遭難した（一家譜（二）六六六頁）。

1-20-20

世子尚賢より礼部あて、進貢の咨（一六四四、二、二八）

琉球国中山王世子尚賢、進貢の事の為にす。

案照するに、崇禎七年（一六三四）十一月十九日聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して此の為に欽依内の事理を奉じ遵守して奉行す、等の因あり。此れを奉じ、査するに扱ひるに、案照するに崇禎十七年、歳に循い届及びて、疑するに合に進貢すべく、敢えて稽遲せず。此の為に度んで庭実の方儀を備え、航海の二船を牢緻し、官を遣わし坐駕して庶務を分司し水梢を率領せしむ。二船の中間の上下の員役は共に二百人の数に盈たず。協幫して船隻を撐駕し方物を解運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投納し、転解して京に赴き進奉す、等の因あり。